

鈴鹿市公告第43号

都市公園の供用を開始するに当たり、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により次のとおり公告する。

令和6年8月30日

鈴鹿市長 末 松 則 子

1 名称

つばき公園

2 位置

鈴鹿市山本町3103番

3 区域

鈴鹿市都市整備部市街地整備課において縦覧に供する。

4 供用開始の期日

公告の日